

第3回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会 議事要旨

1. 日 時

平成19年3月27日(火) 10:00~11:40

2. 場 所

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室

3. 出席者

《委員》

宮本委員長、市川委員、岡原委員、小澤委員、加納委員

4. 議事概要

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(案)について、事務局より説明した後、意見交換、質疑応答を行った。運用指針の解釈等について確認した内容は以下のとおり。

事業の早期段階での創意工夫

- ・計画・設計など早期の段階での努力が反映されるように、第2条 -イなど計画段階の経営努力を対象とする。
- ・供用まで5年以上かかる区間については、概ね5年ごとの協定変更の際に債務引受限度額と助成対象基準額を変更する。その際には、それまでの経営努力による費用縮減相当額を反映させて助成対象基準額を設定する。

新たな技術、改良した技術の採用

- ・助成は経営努力による費用の縮減が対象であり、国内の道路事業で既に採用されている技術をそのまま適用した場合は助成の対象外とする。新たな技術の採用にあたり、会社が主体的に関与する経営努力が必要である。
- ・現場への適用にあたり技術を改良する努力は存在するので、これについては第2条 -二で認定することが可能である。
- ・技術の採用実績については、関連協会へのヒアリングやNETIS(新技術活用システム)などを活用して確認する。
- ・有効期間の起点は、工事のしゅん功後に新たな技術の品質が確認できることから、工事しゅん功時とした。工期の関係により、他社が同じ技術を後から採用したにもかかわらず先にしゅん功するという問題が生じる可能性があるが、その場合は取扱いを検討する。
- ・第2条 -八(新たな技術)と -二(改良技術)の適用については、委員会が必要に応じて専門家の意見を聴いた上で評価をし、機構が委員会の評価を踏まえて経営努力要件適合性を認定する。

調達工夫

- ・デザインビルドやV Eなど工事の入札・契約方式を活用し設計や施工方法等を変更した場合には、 -口で認定することが可能である。
- ・調達する資材や調達先によって工夫の内容が異なることから、資材及び機材の調達の工夫に有効期間を設けない。

L C C (ライフサイクルコスト) の低減

- ・協定では、新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用の縮減が助成の対象である。管理費の縮減は助成の対象ではないが、協定で貸付料を固定しているため、概ね5年ごとの協定変更までの間に管理費を計画管理費より下げれば、結果として会社の決算に反映される。
- ・L C C縮減の扱いについては、今後必要性を含めて議論する。

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針については、上記の解釈等を前提として、了承された。

- ・平成19年度の委員会は、平成18年度に完了した事業について会社から機構に助成金交付申請がされた後に開催する。また、委員会による高速道路の現地視察を予定している。